○軽微違反行為をした者の講習実施要綱の制定について（例規通達）

平成17年12月26日

鳥運免例規第11号

注　令和８年７月から改正経過を注記した。

各所属長

対号　平成10年９月10日付け鳥運免例規発第９号　軽微違反行為をした者に対する講習実施要領の制定について（例規通達）

軽微違反行為をした者に対する講習については、対号例規通達により実施してきたところであるが、このたび軽微違反行為をした者の講習に関する規程の一部を改正する規程（平成17年12月鳥取県公安委員会規程第11号）が制定され、講習指導員の資格要件が定められたこと等に伴い、別添のとおり軽微違反行為をした者の講習実施要綱を定め、平成18年１月１日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、平成17年12月31日限り廃止する。

別添

軽微違反行為をした者の講習実施要綱

第１　趣旨

この要綱は、軽微違反行為をした者の講習に関する規程（平成10年鳥取県公安委員会規程第７号。以下「規程」という。）に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の２第１項第13号に規定する講習（以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定める。

第２　講習の委託

規程第２条に規定する講習の委託を行う場合の委託契約基準は、別紙１のとおりとする。

第３　講習指導員

１　規程別紙４(1)アに定める運転適性指導に関する業務とは、運転適性指導以外に次に掲げる業務をいう。

(1)　「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和元年11月15日付け警察庁丙運発第30号）の指定自動車教習所等の教習の標準における第13第一種免許に係る学科教習の標準の２学科二）（（第２段階）の「５適性検査結果に基づく行動分析」の教習

(2)　初心運転者講習における運転適性検査

(3)　運転免許試験場等の運転適性検査所等における自動車等の運転に必要な適性に関す

る調査・指導

(4)　停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習に係る講習指導員の業務

2　規程別紙４(1)イに定める公安委員会が認める者とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

(1)　取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者

(2)　中堅運転適性検査指導者専科を修了（平成12年度まで実施されていた新任運転適性検査指導者専科又は運転適性専門官専科を修了した者を含む。）し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者

(3)　自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者

(4)　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね１年に満たない者で、警察が行う所要の講習を受けたもの

3　規程別紙４(2)ウに定める公安委員会が認める者とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

(1)　普通自動車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

(2)　大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証を有し、センターが実施する普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

(3)　白バイ、交通用パトカー又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの

(4)　運転免許試験場で技能試験官としての経験が相当期間ある者

(5)　取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者

(6)　センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導

員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者

4　規程第６条第２項及び同第３項に定める講習指導員の選任申請については、交通部運転免許課長（以下「主管課長」という。）を経由して申請させることとし、主管課長において資格要件に適合するか確認しなければならない。

第４　講習対象者

講習は、運転免許（以下「免許」という。）を受けた者が、法第102条の２に規定する軽微違反行為をし、当該行為が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第37条の８に定める基準に該当することとなった者を対象として行うものとする。

第５　講習の実施

１　講習の実施場所

規程第４条に定める本部長が指定する場所は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号。以下「講習規則」という。）第６条に定める活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせる場所を除き、別紙１に定める教材、施設等が整備された場所とする。

２　講習の区分

講習は、受講者の選択により、社会参加活動を体験させることを含む講習（以下「社会参加活動を含む講習」という。）及び社会参加活動を含む講習以外の講習（以下「社会参加活動を含まない講習」という。）に区分して行うものとする。

なお、社会参加活動を含まない講習は、座学等、実車による指導（コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導をいう。以下同じ。）・運転シミュレーター操作による指導（運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導をいう。以下同じ。）、面接指導及び考査を行うものとする。

３　講習科目

講習は、別表「違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に基づいて行うこととし、鳥取県内の交通実態に即して重点を選定するなど実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して行うものとする。

４　講習の実施日

講習を行う日は、休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第５号）第１条第１項各号に掲げる日をいう。）を除き、あらかじめ年間計画を策定し、受講日を指定

して行うものとする。

5　講習時間

講習時間は６時間（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第13項第３号）とする。

6　学級編成

(1)　学級編成の基本

社会参加活動を含む講習及び社会参加活動を含まない講習のいずれも、１学級の編成は、原則として９人以内とし、運転適性指導については、原則として１グループ３人以内とするものとする。

(2)　講習指導員の配置

１学級につき講習指導員１人を配置する。また、運転適性指導は、１グループにつき講習指導員１人を配置する。

なお、講習指導員が２人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこと。

(3)　講習学級の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として四輪車又は二輪車（自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）の学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を実施すること。

なお、受講人員が少ないため、これらの区分による学級編成が困難であるときは、講習事項の一部について、合同で行うことができるものとする。

7　講習の方法

(1)　講習車両

講習に使用する車両は、受講者の免許の種別に応じて、次に掲げる車両を使用するものとする。ただし、身体障害者で車両の持ち込みを希望する者についてはこの限りではない。

なお、この場合、講習手数料の減免措置は行わないこと。

（ア）　大型自動車

補助ブレーキ等の措置を装備したもの。

（イ）　中型自動車

補助ブレーキ等の装置を装備したもの。

（ウ）　準中型自動車

補助ブレーキ等の装置を装備したもの

（エ）　普通自動車

マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したもの。

（オ）　普通自動二輪車

マニュアル式及びオートマチック式のもの。

（カ）　一般原動機付自転車

原則としてスクータータイプのもの。

(2)　運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行うものとする。

ア　筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編運転適性検査82―３」又はこれと同等以上のものを使用し、受講者全員について実施し、運転適性診断票（以下「診断票」という。）により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

イ　器材使用による指導

器材使用による指導は、必要と認める者について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

ウ　運転シミュレーター操作による指導

（ア）　実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、危険場面等について、運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して指導を行うこと。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、必要と認める者に対して行うこと。

（イ）　使用する運転シミュレーターは、保有する免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は一般原動機付自転車用とする。

エ　実車による指導

（ア）　使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車がない場合には、次の措置を講じること。

a　大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用す

ること。

b　中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。

c　準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。

d　大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること

（イ）　留意事項

a　四輪車により指導する場合は、技能試験コース又は道路において実施すること。

b　二輪車により指導する場合は、安全性等の観点を勘案し、技能試験コースにおいて実施すること。

c　道路で検査又は指導をする場合は、講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

8　社会参加活動の体験

(1)　社会参加活動の内容と実施主体

ア　活動の内容

社会参加活動の活動内容の選定に当たっては、講習規則第６条に定めるところに従い、次のような活動とすることとし、その他にも地域の実情に応じて多様な活動を行うものとする。

a　歩行者の安全通行のための通行の補助誘導

b　交通安全の呼び掛け、交通安全チラシを配るなどの広報啓発

c　交通安全チラシ、ポスター等の作成

d　空き缶拾い、カーブミラーの清掃等の道路上の環境整備

e　放置自転車の整理、撤去の補助

f　歩道の除雪等

イ　活動の予約

（ア）　社会参加活動を含む講習は、受講者による予約制とし、講習指定日の５日前までに規程第２条に定める講習を実施する者に予約させるものとする。

（イ）　受講者から社会参加活動を含む講習の予約を受けた場合は、違反者講習予定者一覧表（様式第１号）に必要事項を記載し、受講者に講習日を指定するものとする。

ウ　活動の実施主体

県交通安全協会、地区交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、交通安全母の会等の交通安全組織・団体はもとより、幅広く社会福祉団体その他の各種組織・

団体と密接に連携し、社会参加活動の実施先の確保に努めること。

(2)　社会参加活動の実施計画の策定

社会参加活動の実施計画の策定は、おおむね次に掲げるところにより行い、計画的な実施に努めること。また社会参加活動の実施予定は、少なくとも１か月間程度組まれていることが必要である。

社会参加活動の講習日及び場所	社会参加活動の内容の種類
・　1か月に2回以上 ・　第5、1に定める講習場所の周辺	各回につき2種類以上

(3)　保険契約の締結

受講者の社会参加活動体験中における各種事故の発生に備えて、社会参加活動について保険契約を締結しておくこと。

9　考査の実施

考査は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題として与え、筆記方式（感想文）により20分で提出させる方法で行うものとし、終了後は、結果に基づいて講評して、今後の安全運転の動機付けをすること。

10　講習実施上の留意事項

(1)　講習において使用する教本は、別紙２の内容について正確にまとめられたものを使用すること。

(2)　筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編・運転適性検査82―３」又はこれと同等以上のものを用いて運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に関し必要な指導助言を与えること。

なお、「科警研編・運転適性検査82―３」を用いる場合の実施要領は「科警研編・運転適性検査82―３実施手引」のとおりとする。

(3)　器材使用による指導

運転適性検査に用いる器材のうち、運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材は、検査を受ける者が自動車等の運転姿勢を保った状態で、視覚刺激表示装置の画面上に表示された視覚刺激に対し、手足によりハンドル、ペダル等を動かす動作を行うことにより、当該刺激に対する反応の時間及び正確性を検査し、これらのデータを記録するほか、検査を受ける者の精神緊張の状態、注意配分能力、集中能力等に関する分析を行うもの又は高齢者講習用運転操作検査器を使用するこ

と。

(4)　実車による指導

実車による指導を実施する場所及び内容（以下「講習路」という。）については、四輪車により指導する場合は、四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別添１）に、二輪車により指導する場合は、二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別添２）に基づき設定すること。

なお、指導は、「停止処分者講習実施要綱の制定について（例規通達）」（平成17年12月26日付け鳥運免例規第10号）に定める運転技能診断票により実施すること。

第６　講習の通知

１　講習の通知方法

(1)　講習の通知は、府令第38条の４の２に定める違反者講習通知書のほか、違反者講習受講案内（様式第２号）及び講習の選択（様式第３号）により行うものとする。

(2)　違反者講習通知書を送付するときは、封書による配達証明郵便で行うこと。

２　講習日時の指定及びその変更

講習日時を指定するに当たっては、受講者の利便、講習の効率性等を勘案して行うものとする。また、講習指定日において、受講者の都合により受講できないときは、改めて指定するよう配意すること。

３　講習対象者がやむを得ない理由の書類を提出したときの措置

やむを得ない理由により受講期間内に講習を受けられず、その後に講習を受けたいと申出をする者には、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を提出させることとなるが、書類により相当な理由の確認ができれば速やかに講習を受けさせるようにすること。

第７　受講の事務手続

１　受講の受付は、講習を受けようとする者から受講の申出があったときは、違反者講習受講申出書（様式第４号）を提出させ、次の事項を確認して受理するものとする。

(1)　違反者講習通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）等による受講対象者本人であることの確認

(2)　免許証等の有効期間内であることの確認

(3)　携行品等の確認

(4)　受講資格（通知到達後１か月以内）及び受講学級の確認

(5)　講習の時間割り及び教室の指定

２　次に掲げる事項に該当する者に対しては、受講を拒否又は延期することができるものとする。

(1)　正当な理由なく講習時刻に遅れた者

(2)　身代わり受講等不正な行為をした者

(3)　その他受講させることが適当でないと認める者

第８　講習の移送

１　講習の通知をしようとする場合において、講習対象者がその住所地を他の都道府県に変更していたときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、速やかに現にその住所地を管轄する公安委員会（以下「新公安委員会」という。）に違反者講習移送通知書（様式第５号）を送付するものとする。

２　講習対象者が他の都道府県に住所を有する者であるときは、違反者講習関係書類の送付について（様式第６号）により関係書類を移送するものとする。

３　講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を変更した場合において、その者が新公安委員会の行う講習の受講を希望するときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行った上で受講の申出をするよう指導するとともに、新公安委員会に違反者講習通知移送通知書（様式第７号）を送付するものとする。

４　違反者講習移送通知書又は違反者講習通知移送通知書の送付を受けたときは、講習対象者が受講期間内に講習を受けなかった場合には、その者が、講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会に違反者講習期間経過通知書（様式第８号）を送付するものとする。

第９　講習効果の測定

違反者講習の効果を測定するため、受講者の受講後の交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料としてその活用に努めるものとする。

第10　事故防止

講習中の各種事故防止に万全を期するため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクタ、手袋等を確実に着用させるものとする。また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

第11　報告

1　規程第２条に規定する講習の委託を受けた者は、違反者講習を実施した場合には、座学等の講習を終了した日の当日のうちに、違反者講習結果報告書（様式第９号）により、主管課長を経由して保告すること。

2　主管課長は、講習が実施されたとき、又は１の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録、整理を行うものとする。

別紙１

講習業務の委託基準

講習を委託する場合は、次の各基準を満たしていること。

1　規程第６条に定める講習指導員が講習の業務を行うために必要数以上置かれていること。

2　所要の受講者を収容できる必要な教材を整えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設が確保されていること。

3　教本、視聴覚教材等は、講習にふさわしい教本、交通実態に関する内容の資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等が必要数整備されていること。

4　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で実車による指導が、適正かつ効果的に実施できるよう、所要の自動車及び一般原動機付自転車が必要数整備されていること。

5　運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーター操作による指導が適正かつ効果的に実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターが必要数整備されていること。

なお、降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な期間のあることを考え、代替の措置が取れるようその整備がされていること。

6　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で器材使用による指導が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けていること。

7　講習が公安委員会及び警察本部長が定める講習の実施基準に従って行われないとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託を解除することができる。

別紙２

1　最近における道路交通法令の改正の概要

最近５年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2　運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3　危険予測

(1)　危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2)　危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3)　死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4　安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1)　性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2)　各年代ごとの運転者の一般的特性

各年代ごとの運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3)　視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応とげん惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との

関係についても言及すること。

(4)　反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5)　飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5　安全運転の方法

(1)　運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2)　歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3)　高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4)　駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5)　二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6　事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7　各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転

者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

8　被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9　安全運転５則

(1)　「安全運転５則」を記載すること。

○　安全速度を必ず守る。

○　カーブの手前でスピードを落とす。

○　交差点では必ず安全を確かめる。

○　一時停止で横断歩行者の安全を守る。

○　飲酒運転は絶対にしない。

(2)　交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別表（第５の３関係）

違反者講習の講習科目及び時間割等に関する細目

その１　四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1　道路交通の現状	(1)　交通障害の状況 (2)　交通規則	講義 教本、視聴覚教材等	○　県下の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規則の概要を説明する。	

2　交通事故の実態	(1)　運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2)　重大事故の実例 (3)　交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3　運転者に社会的立場	(1)　運転免許の意義 (2)　運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。	
4　安全運転の心構え	(1)　安全運転の基本的考え方 (2)　安全運転の実践 (3)　事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践保法を具体的事情を用いて説明する。 ○　当該都道府県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5　安全運転の基礎知識	(1)　安全な運転 (2)　防衛運転 (3)　人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響		○　DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○　速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	

	(4)　飲酒運転の危険性			
6　道路交通法例の知識及び安全運転の方法	(1)　日常点検要領 (2)　走行の基本 ア　座席ベルトの着用 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3)　歩行者の保護 (4)　自転車に乗る人の保護 (5)　車間距離 (6)　追越し (7)　交差点の進行 (8)　駐車と停車 (9)　危険な場所などでの通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10)　高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の		○　座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○　DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○　四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。	

	方法 (11)　二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車の事故の特徴 (12)　事故と故障時の措置			
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8　運転適性についての診断と指導①	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○社会参加活動を含む講習

9　社会参加活動	(1)　活動方法の説明 (2)　現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構	30分

			えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	
講習時間合計				360分

備考１　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

２　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○　社会参加活動を含まない講習

9　運転適性についての診断と指導②	(1)　実車による診断と指導 (2)　運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故、危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10　面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方法をとる。）	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面談の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資する	30分

			ための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	
	考査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講習時間合計				360分

備考１　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

２　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

その２　二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1　道路交通の現状	(1)　交通障害の状況 (2)　交通規則	講義 教本、視聴覚教材等	○　県下の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規則の概要を説明する。	

2　交通事故の実態	(1)　二輪車事故の実態 (2)　二輪車事故の特徴 (3)　重大事故の実例 (4)　交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3　運転者に社会的立場	(1)　運転免許の意義 (2)　運転者の社会的責任 (3)　交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○　運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○　刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例をして具体的に説明することによって認識させる。	
4　安全運転の心構え	(1)　安全運転の基本的考え方 (2)　安全運転の実践 (3)　事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事情を用いて説明する。 ○　当該都道府県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識	

			させる。	
5　安全運転の基礎知識	(1)　二輪車の特性 (2)　車種の選び方 (3)　乗車用ヘルメットの着用 (4)　二輪車と物理の法則 (5)　人間の感覚と判断能力 (6)　飲酒運転の危険性		○　乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○　DVD等の視聴覚教材を活用する。	
6　道路交通法例の知識及び安全運転の方法	(1)　日常点検要領 (2)　走行の基本 ア　ドライビング・スペースとポジション イ　防衛運転 (3)　歩行者の保護 (4)　速度と車間距離 (5)　追越し (6)　交差点通行 (7)　夜間走行 (8)　気象条件に合わせた運転 (9)　高速道路の通行 (10)　改造車の運転禁止		○　二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○　DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。	
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運	40分

			転方法を理解させる。	
8　運転適性についての診断と指導①	(1)　筆記による診断と指導 (2)　運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○　社会参加活動を含む講習

9　社会参加活動	(1)　活動方法の説明 (2)　現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講習時間合計				360分

備考１　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

２　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○　社会参加活動を含まない講習

9　運転適性についての診断と指導②	(1)　実車による診断と指導 ア　日常点検	実技 個別的指導 （適宜、ディス	○　実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危	120分

	イ　乗車姿勢 ウ　基本走行 （ア）　発進要領 （イ）　低速走行及び通常走行 （ウ）　停止要領 エ　応用走行 （ア）　制動訓練 （イ）　コーナーリング訓練 （ウ）　スラローム走行等の訓練 (2)　運転シミュレーター操作による診断と指導	カッション方法をとる。） 教本、自動二輪車、一般原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○　時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○　運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故、危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	
10　面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方法をとる。）	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面談の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資する	30分

			ための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	
	考査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講習時間合計				360分

備考１　休憩時間は、講習時間以外に適当時間を設けること。

２　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査資材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

別添１

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道路形状	診断の着眼点
1　道路 所要時間 20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km	(1)　広路 (往復2車線の内側) (2)　狭路 商店街（ない場合は、細街路） 住宅街 (3)　歩車道区分有無 (1)、(2)ともできれば両側にあるところ	速度の加減速の状況飛び出しに対する警戒の仕方 歩行者、自転車への応じ方
2　コース 所要時間	(1)　外周、外回り (2)　外周、内回り	速度の加減速の状況 交差道路への対応

20分程度 走行距離 おおむね2km	(3) クランクS字 (4) 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折	ハンドルさばき、減速調整 飛び出しに対する警戒状況
3 道路及びコース 所要時間 道路、コースで計20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km	(1) 道路で行う場合 上記1に準じたもの (2) コースで行う場合 上記2に準じたもの	上記1及び2に同じ。

(注)

1 所要時間、走行距離等は、受講者１人当たりの基準を示す。

2 基準に揚げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（１人当たり10分程度）を除いたものである。また、道路で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。

なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別添２

二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道路形状	診断の着眼点
1 道路 所要時間 20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km	(1) 広路 (往復2車線の内側) (2) 狭路 商店街(ない場合は､細街路) 住宅街 (3) 歩車道区分有無 (1)､(2)ともできれば両側にあるところ	速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒の仕方 歩行者、自転車への応じ方
2 コース 所要時間 20分程度	(1) 慣熟走行 (2) 目標制動 (3) コーナリング	正しい運転姿勢、基本走行 ブレーキ操作と制動距離 カーブでの進路保持と速度調整

	(4)　スラローム	ハンドル操作と速度調整
3　道路及びコース 所要時間 道路、コースで計20～30分程度 走行距離 おおむね2～3km	(1)　道路で行う場合 上記1に準じたもの (2)　コースで行う場合 上記2に準じたもの	上記1及び2に同じ。

(注)

1　所要時間、走行距離等は、受講者１人当たりの基準を示す。

2　基準に揚げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（１人当たり10分程度）を除いたものである。また、道路で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。

なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

様式第1号（第5の8(1)イ(イ)関係）

違反者講習予定者一覧表

講習年月日	

番号	所轄署	氏名（呼び名） 本籍又は国籍 住所 電話番号	整理番号 生年月日	性別 年齢	交付年月日 免許証番号 免許情報記録番号	処分事由 事違	処分事由 発生年月日 事件番号 最終違反名	講習通知 発送日	講習通知 送達日	講習通知 返戻	講習結果 受講日	講習結果 受講場所	講習結果 講習番号	受講済登録日	備考

様式第２号（第６の１(1)関係）

違反者講習受講案内

☆　違反者講習の通知書を受け取ったらなるべく早く！

◎　選択コースを決めて連絡先に電話で申し込みをしてください。

《注》　予約がないと受講できません。

※　　毎週金曜日が講習日です。
（祝日と重なっている場合は、お問い合わせください。）

連絡先	**鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津216番地** **鳥取県自動車運転免許試験場内　鳥取県安全運転学校** **電話番号　　０８５８－３５－６１１０** 【受付時間】 平日（月曜日から金曜日）の午前８時３０分から午後４時まで （土曜日、日曜日、休日は除きます。）

☆　本人が直接受講の確認と申し込みをしてください。

違反者講習制度のしくみ

◎　通知を受けてから、一ヶ月以内に講習を受けなければ受講資格は無くなり、運転免許の停止処分を受けることになります。

□　講習を受けた方は、処分はなくその後の違反点数にも加算されません。

□　講習を期間内に受けなかった方は、行政処分に移行します。この場合は、処分の短縮講習は受講できません。

※　講習を希望しない場合は、運転免許課行政処分係（0857-36-1144）に御連絡ください。

様式第３号（第６の１(1)関係）

講　習　の　選　択		
講習は次の二つのコースがありますので、選択してあらかじめ予約申し込みをしてください。予約のない方は受講できません。 わからない方は、同封の「違反者講習受講案内」の連絡先にご相談ください。		
講 習 種 別	講　習　内　容	手数料等
１　社会参加活動体験コース （１日で終了）	◎　運転免許試験場とその周辺で社会参加活動、座学、考査等を行います。 ◎　講習時間 社会参加活動　　２時間３０分 （二時間以上の活動の場合は、当日のみの活動で終わります。） 座学　　３時間 考査　　３０分	◎　講習等手数料 円
２　実車コース （１日で終了）	◎　運転免許試験場とその周辺で車両により運転指導を行います。 ◎　講習時間 実車　　２時間３０分 （車の運転、シミュレーター等の体験の場合は、当日で終わります。） 座学　　３時間 考査　　３０分	◎　講習等手数料 円

注１　社会参加活動　（軽作業、交通安全活動等）　に適した服装、はき物で参加。

注２　実車コースは、自動車の運転に適した服装、はき物　（二輪車は手袋等）で参加。

（社会参加活動とは、運転者の資質の向上に資する活動をいいます。）

※　裏面の「会場案内図」もご覧ください。

様式第４号（第７の１関係）

違　反　者　講　習　受　講　申　出　書

年　月　日

鳥取県公安委員会　殿

住　所

氏　名

道路交通法第108条の２第１項第13号に規定する講習の受講を申し出ます。
次のとおり、講習の受講手数料を納付します。

講習通知番号	No.

講習種別	手数料額欄
１　社会参加活動体験コース	円
２　実車コース	円
手数料納付確認欄	

様式第5号(第8の1関係)
(その1)

違反者講習移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　　殿

鳥取県公安委員会

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

住　　所	
氏　　名	
生　年　月　日	
免許証番号	第　　号 年　月　日　　公安委員会交付
免許情報記録番号	第　　号 年　月　日　　公安委員会記録等
免許の種類	
理　　由	□　道路交通法第102条の2に該当
基準該当時公安委員会	
備　　考	

備考　1　基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする

様式第5号(第8の1関係)
(その2)

違反者講習移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　　殿

鳥取県公安委員会

下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏　　名	
国際運転免許証等の番号	第　　号 年　　月　　日
運転することができる自動車等の種類	
理　　由	□　道路交通法第107条の4の2に該当
基準該当時公安委員会	
備　　考	

備考　1　基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第６号（第８の２関係）

鳥公委発第　　号
年　　月　　日

公安委員会　殿

鳥取県公安委員会

違反者講習関係書類の送付について

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において、違反者講習を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

番号	氏　　名	生年月日	事件番号	違反	発生年月日

様式第7号(第8の3関係)
(その1)

違反者講習通知移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　　殿

鳥取県公安委員会

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

住　　所	
氏　　名	
生　年　月　日	
免許証番号	第　　号 年　　月　　日　　公安委員会交付
免許情報記録番号	第　　号 年　　月　　日　　公安委員会記録等
免許の種類	
理　　由	□　道路交通法第102条の2に該当
講習通知	年　　月　　日　　公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備　　考	

備考　1　基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号(第8の3関係)
(その2)

違反者講習通知移送通知書

年　　月　　日

公安委員会　　殿

鳥取県公安委員会

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏　　名	
国際運転免許証等の番号	第　　号 年　　月　　日
運転することができる自動車等の種類	
理　　由	□　道路交通法第107条の4の2に該当
講習通知	年　　月　　日　　公安委員会通知
基準該当時公安委員会	
備　　考	

備考　1　基準該当時公安委員会欄には、違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する公安委員会を記載する。

備考　2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号（第8の4関係）
（その1）

違反者講習期間経過通知書

年　　月　　日

公安委員会　　殿

鳥取県公安委員会

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

住　　所	
氏　　名	
生　年　月　日	
免許証番号	第　　号 年　月　日　　公安委員会交付
免許情報記録番号	第　　号 年　月　日　　公安委員会記録等
免許の種類	
備　　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第8号(第8の4関係)
(その2)

違反者講習期間経過通知書

年　　月　　日

公安委員会　　殿

鳥取県公安委員会

下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。

本邦における住所	
氏　　名	
国際運転免許証等の番号	第　　号 年　　月　　日
運転することができる自動車等の種類	
備　　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第９号（第11の１関係）

違　反　者　講　習　結　果　報　告　書

年　　月　　日

鳥取県警察本部長　　殿

所在地

受託者

下記の者について、道路交通法１０８条の２第１項第１３号に規定する講習を　年　　月　　日に終了したので報告する。

番号	氏　　名 生年月日	住　　所	性別	免許証番号 免許情報記録番号	講習の実　施区　分	講習指導員の氏　名	備考

様式第１号

様式第２号

（令８鳥運免例規３・旧様式第３号繰上）

様式第３号（第６の１(1)関係）

（令８鳥運免例規３・旧様式第４号繰上・全改）

様式第４号（第７の１関係）

（令８鳥運免例規３・旧様式第４号の２繰上・全改）

様式第５号

様式第６号

様式第７号

様式第８号

様式第９号